

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付について（下半期）

県は、物価高騰の影響を受ける、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センター（以下これらを「施設等」という。）を運営する者が、可能な限り、入所者又は利用者の負担を増やすことなく、円滑に施設等の運営ができるよう、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間を対象とした物価高騰分について、令和5年8月21日（月）から令和5年10月20日（金）までの間で申請を受け付け、支援金を交付しているところですが、このたび、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間を対象とした物価高騰分について、予算の範囲内で再度支援金を交付します。なお、前回の支援金を交付された場合でも、申請が必要ですので、ご注意ください。

各事業者におかれましては、「岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱」（以下「要綱」という。）をご確認のうえ、対象事業者に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 支援金の概要

1) 対象事業者について

令和5年10月1日時点で、県内に所在する施設等において、下記に定めるサービスを提供している者
※令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）をする施設等は除く。

分類	対象となるサービス
(1)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 ※これらのサービスを提供する事業所と同一の事業所で介護サービスを提供している場合を除く。
(2)	就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
(3)	生活介護（障害者支援施設の日中活動サービスを除く。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、短期入所（空床利用型を除く。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス
(4)	施設入所支援、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 ※岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金の交付を受ける施設等を除く。

※短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護については、共生型サービスを除く。

2) 支援金額の計算について

①上記表（１）に該当するサービスを提供する施設等

５５，８００円 ※複数サービスを提供している場合も、事業所あたりで計算

（例：A事業所で、居宅介護及び重度訪問介護を提供している場合、５５，８００円）

②上記表（２）に該当するサービスを提供する施設等

５５，８００円

③上記表（３）に該当するサービスを提供する施設等

２７，０００円＋燃料費加算分（３３，７５０円）（注）＋食材料費加算分（３７，８００円）（注）

（注）燃料費加算分と食材料費加算分については、下記要件を満たす場合のみ申請可能

- ・燃料費加算分：送迎加算を算定していること
- ・食材料費加算分：下記要件のいずれか
 - 食事提供体制加算を算定していること
 - 食事提供体制加算を算定していないが、食事提供をしていること

※児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供している多機能型事業所については、サービスごとにそれぞれ異なる区画又は部屋でサービスを提供しているときは、サービスごとに申請することができます。

④上記表（４）に該当するサービスを提供する事業所

令和５年１０月１日時点の利用定員によって、下記のとおりになります。

- ・定員２０人未満 : １３８，０００円
- ・定員２０人以上４０人未満 : ４１４，０００円
- ・定員４０人以上６０人未満 : ６９０，０００円
- ・定員６０人以上８０人未満 : ９６６，０００円
- ・定員８０人以上１００人未満 : １，２４２，０００円
- ・定員１００人以上 : １，７９４，０００円

2 申請方法

申請は、原則オンライン申請フォームにより行ってください。ただし、オンライン申請フォームを利用できない場合に限り、郵送で申請を行ってください。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

申請にあたっては、法人ごとに、岐阜県内に所在する対象となる施設等を全て取りまとめ、一括して申請してください。

3 申請書類

1) オンライン申請フォームで申請する場合

- ①様式１及び２
- ②通帳の写し
- ③その他必要と認められる書類（※）

※食材料費加算分に必要な書類や、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する多機能型事業

所の区画を証明する書類（平面図）など

◆オンライン申請フォームは、支援金特別ウェブサイトから移動してください。

<支援金特別ウェブサイト URL>

<https://jimukyoku.site/gifu/bukkakoutoutaisakushien/>

（支援金特別ウェブサイトは、12月25日（月）10：00～となります。）

（支援金特別ウェブサイトは、「岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金ポータルサイト」となっておりますが、障害福祉サービス事業所等分も含まれております。）

なお、交付要綱や1)①の様式につきましては、支援金特別ウェブサイト及び県ホームページに掲載しています。

<県ホームページ URL>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/305904.html>

「岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金について」

2) 郵送で申請する場合

①様式1から様式4

②その他必要と認められる書類（※）

※食材料費加算分に必要な書類や児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する多機能型事業所の区画を証明する書類（平面図）など

◆2)①につきましては、様式を支援金特別ウェブサイト及び県ホームページに掲載しています。

<支援金特別ウェブサイト URL>

<https://jimukyoku.site/gifu/bukkakoutoutaisakushien/>

（支援金特別ウェブサイトは、12月25日（月）10：00～となります。）

<県ホームページ URL>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/305904.html>

「岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金について」

<郵送先>

〒500-8833

【岐阜神田郵便局留】

岐阜市神田町2丁目2番地

株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部内

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金事務局宛

4 申請期間

令和5年12月25日（月）から令和6年2月2日（金）まで

5 問い合わせ先

支援金の内容や申請方法等についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：050-1750-8905

対応期間：令和5年12月25日（月）から令和6年2月16日（金）まで

（土日祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までは休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担当	高 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		